別表第十一の五中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改める。

別表第十二中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改め、同表鉄工の項中「リベット接合」を「リベット接合」に改め、同表建築板金の項中「リベット締め」を「リベット締め」に改め、同表仕上げの項中「パツキン用材料」を「パッキン用材料」に改め、同表ダイカストの項中「ホットチャンバダイカスト作業」を「ホットチャンバダイカスト作業」に、「ホットチャンバダイカスト加工」を「ホットチャンバダイカスト加工」に、「コールドチャンバダイカスト作業」を「コールドチャンバダイカスト作業」に、「コールドチャンバダイカスト加工」を「コールドチャンバダイカスト加工」に改め、同表印刷の項学科試験の欄中「オフセット印刷法」を「オフセット印刷法」に、「オフセット印刷の」を「オフセット印刷の」に、「オフセット印刷機」を「オフセット印刷機」に改め、同項実技試験の欄中

| |
|---|
| オフセット印刷作業<br>オフセット印刷 |

を

| |
|---|
| オフセット印刷作業<br>オフセット印刷 |

に改め、同表ブロック建築の項検定職種の欄中「ブロック建築」を「ブロック建築」に改め、同項学科試験の欄中「補強コンクリートブロック造」を「補強コンクリートブロック造」に、「型枠コンクリートブロック造」を「型枠コンクリートブロック造」に、「コンクリートブロック工事」を「コンクリートブロック工事」に改め、同項実技試験の欄中「コンクリートブロック工事作業」を「コンクリートブロック工事作業」に、「コンクリートブロック工事の」を「コンクリートブロック工事の」に改め、同表カーテンウオール施工の項検定職種の欄中「カーテンウオール施工」を「カーテンウオール施工」に、同項学科試験の欄中「カーテンウオール一般」を「カーテンウオール一般」に、「カーテンウオールの種類」を「カーテンウオールの種類」に、「カーテンウオールの性能」を「カーテンウオールの性能」に、「金属製カーテンウオール工事」を「金属製カーテンウオール工事」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に、「金属製カーテンウオール用材料」を「金属製カーテンウオール用材料」に改め、同項実技試験の欄中「金属製カーテンウオール工事作業」を「金属製カーテンウオール工事作業」に、「金属製カーテンウオール工事の」を「金属製カーテンウオール工事の」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に、「金属製カーテンウオール用材料」を「金属製カーテンウオール用材料」に改め、同項実技試験の欄中「金属製カーテンウオール工事作業」を「金属製カーテンウオール工事作業」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に改め、同表ガラス施工の項中「住宅用サッシ」を「住宅用サッシ」に、「ガラスブロック」を「ガラスブロック」に改め、同表テクニカルイラストレーションの項検定職種の欄中「テクニカルイラストレーション」を「テクニカルイラストレーション」に改め、同項学科試験の欄中「スケッチ」を「スケッチ」に改め、同項実技試験の欄中「テクニカルイラストレーション手書き作業」を「テクニカルイラストレーション手書き作業」に、「テクニカルイラストレーションCAD作業」を「テクニカルイラストレーションCAD作業」に、「ファイル」を「ファイル」に改め、同表義肢・装具製作の項学科試験の欄中「リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、「プラスチック成形法」を「プラスチック成形法」に、「ソケット」を「ソケット」に改め、同表工業包装の項中「パツキングリスト」を「パッキングリスト」に改め、同表商品装飾展示の項中「スケッチ」を「スケッチ」に改める。

別表第十三中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改め、同表鉄工の項中「リベット接合」を「リベット接合」に改め、同表建築板金の項中「リベット締め」を「リベット締め」に改め、同表仕上げの項中「パツキン用材料」を「パッキン用材料」に改め、同表ダイカストの項中「ホットチャンバダイカスト作業」を「ホットチャンバダイカスト作業」に、「ホットチャンバダイカスト加工」を「ホットチャンバダイカスト加工」に、「コールドチャンバダイカスト作業」を「コールドチャンバダイカスト作業」に、「コールドチャンバダイカスト加工」を「コールドチャンバダイカスト加工」に改め、同表印刷の項学科試験の欄中「オフセット印刷法」を「オフセット印刷法」に、「オフセット印刷の」を「オフセット印刷の」に、「オフセット印刷機」を「オフセット印刷機」に改め、同項実技試験の欄中

| |
|---|
| オフセット印刷作業<br>オフセット印刷 |

を

| |
|---|
| オフセット印刷作業<br>オフセット印刷 |

に改め、同表ブロック建築の項検定職種の欄中「ブロック建築」を「ブロック建築」に改め、同項学科試験の欄中「補強コンクリートブロック造」を「補強コンクリートブロック造」に、「型枠コンクリートブロック造」を「型枠コンクリートブロック造」に、「コンクリートブロック工事」を「コンクリートブロック工事」に改め、同項実技試験の欄中「コンクリートブロック工事作業」を「コンクリートブロック工事作業」に、「コンクリートブロック工事の」を「コンクリートブロック工事の」に改め、同表カーテンウオール施工の項検定職種の欄中「カーテンウオール施工」を「カーテンウオール施工」に、同項学科試験の欄中「カーテンウオール一般」を「カーテンウオール一般」に、「カーテンウオールの種類」を「カーテンウオールの種類」に、「カーテンウオールの性能」を「カーテンウオールの性能」に、「金属製カーテンウオール工事」を「金属製カーテンウオール工事」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に、「金属製カーテンウオール用材料」を「金属製カーテンウオール用材料」に改め、同項実技試験の欄中「金属製カーテンウオール工事作業」を「金属製カーテンウオール工事作業」に、「金属製カーテンウオール工事の」を「金属製カーテンウオール工事の」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に改め、同表ガラス施工の項中「住宅用サッシ」を「住宅用サッシ」に、「ガラスブロック」を「ガラスブロック」に改め、同表テクニカルイラストレーションの項検定職種の欄中「テクニカルイラストレーション」を「テクニカルイラストレーション」に改め、同項学科試験の欄中「スケッチ」を「スケッチ」に改め、同項実技試験の欄中「テクニカルイラストレーション手書き作業」を「テクニカルイラストレーション手書き作業」に、「テクニカルイラストレーションCAD作業」を「テクニカルイラストレーションCAD作業」に、「ファイル」を「ファイル」に改め、同表義肢・装具製作の項学科試験の欄中「リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、「プラスチック成形法」を「プラスチック成形法」に、「ソケット」を「ソケット」に改める。

別表第十三の二中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改め、同表ブロック建築の項検定職種の欄中「ブロック建築」を「ブロック建築」に改め、同項学科試験の欄中「補強コンクリートブロック造」を「補強コンクリートブロック造」に、「コンクリートブロック工事」を「コンクリートブロック工事」に改め、同項実技試験の欄中「コンクリートブロック工事作業」を「コンクリートブロック工事作業」に、「コンクリートブロック工事の」を「コンクリートブロック工事の」に改め、同表カーテンウオール施工の項検定職種の欄中「カーテンウオール施工」を「カーテンウオール施工」に、同項学科試験の欄中「カーテンウオール一般」を「カーテンウオール一般」に、「カーテンウオールの種類」を「カーテンウオールの種類」に、「カーテンウオールの性能」を「カーテンウオールの性能」に、「金属製カーテンウオール工事」を「金属製カーテンウオール工事」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に、「金属製カーテンウオール用材料」を「金属製カーテンウオール用材料」に改め、同項実技試験の欄中「金属製カーテンウオール工事作業」を「金属製カーテンウオール工事作業」に、「金属製カーテンウオール工事の」を「金属製カーテンウオール工事の」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に改め、同表ガラス施工の項中「住宅用サッシ」を「住宅用サッシ」に、「ガラスブロック」を「ガラスブロック」に改め、同表テクニカルイラストレーションの項検定職種の欄中「テクニカルイラストレーション」を「テクニカルイラストレーション」に改め、同項学科試験の欄中「スケッチ」を「スケッチ」に改め、同項実技試験の欄中「テクニカルイラストレーション手書き作業」を「テクニカルイラストレーション手書き作業」に、「テクニカルイラストレーションCAD作業」を「テクニカルイラストレーションCAD作業」に、「ファイル」を「ファイル」に改め、同表義肢・装具製作の項学科試験の欄中「リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、「プラスチック成形法」を「プラスチック成形法」に、「ソケット」を「ソケット」に改める。

別表第十三の二中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改め、同表ブロック建築の項検定職種の欄中「ブロック建築」を「ブロック建築」に改め、同項学科試験の欄中「補強コンクリートブロック造」を「補強コンクリートブロック造」に、「コンクリートブロック工事」を「コンクリートブロック工事」に改め、同項実技試験の欄中「コンクリートブロック工事作業」を「コンクリートブロック工事作業」に、「コンクリートブロック工事の」を「コンクリートブロック工事の」に改め、同表カーテンウオール施工の項検定職種の欄中「カーテンウオール施工」を「カーテンウオール施工」に、同項学科試験の欄中「カーテンウオール一般」を「カーテンウオール一般」に、「カーテンウオールの種類」を「カーテンウオールの種類」に、「カーテンウオールの性能」を「カーテンウオールの性能」に、「金属製カーテンウオール工事」を「金属製カーテンウオール工事」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に、「金属製カーテンウオール用材料」を「金属製カーテンウオール用材料」に改め、同項実技試験の欄中「金属製カーテンウオール工事作業」を「金属製カーテンウオール工事作業」に、「金属製カーテンウオール工事の」を「金属製カーテンウオール工事の」に、「金属製カーテンウオールの」を「金属製カーテンウオールの」に改め、同表ガラス施工の項中「住宅用サッシ」を「住宅用サッシ」に、「ガラスブロック」を「ガラスブロック」に改め、同表テクニカルイラストレーションの項検定職種の欄中「テクニカルイラストレーション」を「テクニカルイラストレーション」に改め、同項学科試験の欄中「スケッチ」を「スケッチ」に改め、同項実技試験の欄中「テクニカルイラストレーション手書き作業」を「テクニカルイラストレーション手書き作業」に、「テクニカルイラストレーションCAD作業」を「テクニカルイラストレーションCAD作業」に、「ファイル」を「ファイル」に改める。

別表第十三の三から別表第十三の五までの規定中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改める。

様式第十二号の次に次の十五様式を加える。

**様式第十二号の二**（第四十八条の六関係）

登録試験機関登録申請書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

申請者　法人の名称及び代表者の氏名

印

| | |
|---|---|
| 法人の名称 | |
| 代表者の氏名 | |

職業能力開発促進法第30条の５第１項の登録を受けたいので申請します。